

諸外国における永住許可等に係る費用等について

国名	申請の種類・主な考慮要素・費用（実費を除く）	永住許可を受けるために要する費用の合計 （注1、注2）
アメリカ	【ダイバーシティビザプログラムに基づいた永住申請をアメリカ国外から行う場合】 （アメリカ政府による抽選に当選した場合の永住申請手続）	102,000円
	【家族関係に基づいた永住申請の場合】 ・アメリカ市民等との親族関係を証明する文書の取得費用	315,000円
	【雇用に基づいた永住申請の場合】 ・雇用に基づいた永住申請者に適合することを確認するための費用	410,000円（注3）
	【ゴールドカード制度を通じた永住申請手続の場合】 ・米国商務省への寄付	個人からの申請：1億5,123万円 法人スポンサーからの申請：3億0023万円
イギリス	・許可に伴う様々な利益や経済成長の促進の要素 ・出入国管理（国境警備や退去強制を含む）を適切に実施する費用 ・外国の手数料との比較、国際協定	629,000円
カナダ	・受益者負担の要素 ・行政サービスの質・効率に関する要素	起業家・自営業者等からの申請：267,000円 技能労働者等からの申請：170,000円
フランス	・フランス語講座や市民研修の提供を含む外国人統合政策費用 ・外国の手数料との比較	42,000円
イタリア	・送還基金に充当する費用	29,000円
ドイツ	（・健康保険の加入費用）	熟練労働者からの申請：24,000円
韓国	・歳入の増減に与える影響という要素 ・行政運営に係る費用 ・外国の手数料との比較	22,000円

（注1）・永住許可の申請に係る手数料のほかに別途納付すべき費用がある場合は、その費用も含む。
 ・費用等の種類に応じて、負担者が外国人となる場合と雇用主となる場合がある。
 ・為替レート（令和8年4月1日以降の収入官吏レート）：1USD=149円、1ポンド=195円、1カナダドル=107円、1ユーロ=166円、1ウォン=0.11円
 ・円換算時、100の位を四捨五入

（注2）上記費用は飽くまで一例であり、雇用主や外国人の状況によって増減しうる。
 （注3）このうち、200,000円分は雇用主が納付する。